

報告書「2008年の死刑判決と執行」（仮訳）

2009年3月24日

アムネスティ・インターナショナル

AIINDEX : ACT 50/033/2009

1. 概要

2008年、世界はさらに死刑廃止に近づいた。

12月、国連総会は大多数の賛成により、死刑廃止に向け死刑の執行停止を求める2度目の決議を採択した。この決議は、完全な死刑制度の廃止に向けた30年に渡る着実な前進を確固たるものにした。

国連での進展は、世界中で死刑をなくすために活動する人びとを励ました。また、地域レベルでの小さいが意義ある前進も促している。とりわけ、人および人民の権利に関するアフリカ委員会、いまだ死刑制度を存置しているアフリカ諸国に対し、死刑の廃止を視野にアフリカ地域での死刑執行を一時停止するよう再び呼びかけたことは特筆に価する。

欧州と中央アジアは、ウズベキスタンがあらゆる犯罪に対して死刑を廃止したことにより、事実上死刑のほとんど無い地域となっている。ベラルーシの1カ国のみが、いまだに死刑の執行を続けている。

米州においては、米国だけが継続的に死刑を執行している。しかし、2008年には米国でさえ死刑に背を向けようとした。この年の米国での死刑執行数は1995年以降でもっとも少ない数となっている。

現在、世界の大半の国々は死刑執行を控えている。2008年に実際に死刑を執行したのは、死刑を存置している59カ国のうちわずか25カ国であったとアムネスティ・インターナショナルは記録した。このことは、死刑は人権尊重と相容れないという大多数の国際的な合意がより堅固なものになったことを示している。

このように明るい進展はあるものの、いくつもの困難な課題がいまだ残されている。2008年、アジアの国々は、世界の残りの国々におけるすべての死刑執行数を足したものより多い数の死刑を執行した。2番目に死刑執行の多い地域は、中東である。

2008年、25カ国において少なくとも2390人が処刑されたとされ、また52カ国において少なくとも8864人が死刑の判決を受けた。

2008年に適用された処刑の方法として、斬首、電気椅子、絞首、致死薬注射、銃殺、石打ちなどが挙げられる。

前年と同様、2008年においても中国、イラン、サウジアラビア、パキスタン、米国が、死刑執行数の上位5カ国となった。この5カ国の死刑執行数は、世界中で執行された数の93パーセントを占めている。

いくつかの国では、死刑の執行は秘密のベールに包まれたままであった。中国、ベラルーシ、モンゴル、朝鮮民主主義人民共和国では、死刑執行は極秘に、もしくは透明性のないまま行われた。

前年と同様に、公正な裁判に関する国際基準を満たしていない裁判によって多くの死刑判決が下された。また懸念されるべき数の死刑が、国際法違反である拷問による自白の末に執行された。イラン当局は引き続き、罪を犯したとされる時点で18歳未満であった囚人の処刑を行った。これは目に余る国際法違反である。

この資料は、アムネスティ・インターナショナルによる、死刑に関する世界的規模の調査をまとめたものである。情報は、公式の統計（入手できる国に限る）、NGO（非政府組織）、国際機関、人権擁護活動家、メディア、人権侵害のサバイバーに対するインタビューなど、様々な情報源より収集された。

この資料に掲載されているすべての数字は、最小推測値であり、最大の数値はアムネスティの調査によって確実に推定される場合にのみ使用している。

国名の後に+と表記され、数字が入っていないものは、死刑執行もしくは死刑判決がその国において少なくとも1回以上認められるが、実際の数は不明であることを表している。

この資料には他に2つの資料が添付されている：

- ACT 50/001/2009 – Ratifications International Treaties（国際条約の批准）
- ACT 50/002/2009 – List of abolitionist and retentionist countries（死刑廃止国・存置国リスト）

3, 世界の死刑の状況

59 カ国が死刑を存置している。世界の 3 分の 2 以上の国は、すでに法律上あるいは事実上、死刑を廃止している。

法律上あるいは事実上の死刑廃止国 (138 カ国) :

あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国: 92

通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国:10

事実上の死刑廃止国: 36

2008 年に、少なくとも 2390 人が 25 カ国で死刑執行されたことが知られ、少なくとも世界 52 カ国で 8864 人の人びとが死刑判決を言い渡されたと推定されている。

2008 年に死刑を執行した国 :

中国(少なくとも 1718 人)、イラン(少なくとも 346 人)、サウジアラビア(少なくとも 102 人)、米国(37 人)、パキスタン(少なくとも 36 人)、イラク(少なくとも 34 人)、ベトナム(少なくとも 19 人)、アフガニスタン(少なくとも 17 人)、朝鮮民主主義人民共和国 (少なくとも 15 人)、日本 (15 人)、イエメン(少なくとも 13 人)、インドネシア(10 人); リビア(少なくとも 8 人)、バングラデシュ(5 人)、ベラルーシ(4 人)、エジプト(少なくとも 2 人)、マレーシア(少なくとも 1 人)、モンゴル(少なくとも 1 人)、スーダン(少なくとも 1 人)、シリア(少なくとも 1 人)、アラブ首長国連邦(少なくとも 1 人)、バーレーン(1 人)、ボツワナ(1 人)、シンガポール(少なくとも 1 人)、セントクリストファー・ネビス (1 人)

2008 年の死刑執行方法 (一部) :

斬首(サウジアラビア)、絞首(バングラデシュ、ボツワナ、エジプト、イラン、イラク、日本、マレーシア、パキスタン、セントクリストファー・ネビス、シンガポール、スーダン)、致死薬注射(中国、米国)、銃殺(アフガニスタン、ベラルーシ、中国、インドネシア、イラン、モンゴル、ベトナム)、石打ち (イラン)、電気椅子(米国)

最近 5 年間で毎年執行を行った国 (13 カ国) :

中国、バングラデシュ、ベラルーシ、インドネシア、イラン、日本、朝鮮民主主義人民共和国、パキスタン、サウジアラビア、シンガポール、ベトナム、イエメン、米国

過去数年と同様に 2008 年の執行最多国である 5 カ国は、中国、イラン、サウジアラビア、パキスタン、米国であった。この 5 カ国で、2008 年に行われたすべての死刑執行数の 93 パーセントを占めた。これらの国々は、世界的な死刑の廃止の流れに対して最大の課題をつきつけている。

2008年には、実際に死刑制度を存置している国々の間にもためらいが広がっている。死刑を存置する59カ国のうち、2008年中に死刑を執行したのは25カ国のみである。この残虐、非人道的かつ品位を傷つける刑罰を用いることを選ぶ国々は、次第に少数派になってきている。

2008年、死刑を存置している国の数はさらに減少している。ウズベキスタンとアルゼンチンの2カ国は、2008年にあらゆる犯罪に対する死刑を廃止した。

死刑廃止に向けた改革は、ブルンジ、マリ、トーゴなどの国々で進んでいる。レバノンでは、法務大臣が死刑廃止を提案する法案を提出した。アルジェリアでは、野党議員のグループが世界人権宣言採択60周年の機会に議会に死刑廃止を提案する法案を提出した。

ベトナムを含む多くの国々もまた、死刑を減らす方向へ最初の一步を踏み出している。ベトナムの司法大臣によって提出された、刑法典から17の犯罪について死刑を削除するという提案は、国会で意見の一致を見ることはなかったが、勇気付けられる最初の一步だった。

多くの国々で死刑を拘禁刑に減刑する動きもあった。カザフスタンでは死刑囚31人全員が死刑判決を終身刑に減刑されたと報告された。キューバでは、国家評議会議長が死刑判決のほぼすべてを拘禁刑に減刑すると発表した。カメルーンでも、大統領が一部の死刑判決の減刑を発表したが、何人の死刑囚にこれが適用されるかは不明である。

4, 全世界的な死刑の廃止への進展

2008年、世界は死刑の全面廃止に向けてさらに近づいた。

2008年12月18日、国連総会は決議63/168(2008)「死刑執行の一時停止」を採択した。決議63/168は、死刑の適用に懸念を表明し、いまだ死刑制度を維持する国々に対し、死刑に直面する者の権利の保護を確保する保障規定をさだめる国際基準を遵守すること、死刑が科される可能性のある犯罪を減らすこと、死刑廃止を視野に入れた死刑執行の一時停止を実現することを要求した2007年国連総会決議に基づいている。この決議は、国連事務総長に対し、2010年の第65回総会の議題として、決議62/149と決議63/168の実施に関する進捗状況について報告を出すよう、また、国連加盟国に対し、決議62/149と決議63/168の実施に関する各国の状況を国連事務総長に提出するよう求めている。

国連加盟国の総意による2度目の死刑執行一時停止の決議案採択は、国連が死刑廃止に向けて行動するという公約を、強力にかつタイムリーに再確認するものとなった。

89 か国が 2008 年の決議案を共同提案し、結果は賛成 106 票、反対 46 票、棄権 34 票であった。これは、2007 年の決議 62/149 による大きな進歩の現れといえる。また、アラブ連盟の 8 カ国が棄権したことも意義深いことである。アルジェリアは決議案を共同提案し、賛成票を投じた。ソマリアも賛成した。この決議を弱めようとする修正案はすべて退けられた。国連総会は 2010 年 10 月に、新しい決議案と国連事務総長からの報告書について討議することになっている。

この 2 つの決議は、死刑存置国に対して死刑の適用を見直すことを促し、最終的にあらゆる犯罪に対する死刑の廃止を促すための重要な手段となっている。

国連総会第 3 委員会での議論と時を同じくして、アムネスティ・インターナショナルは日本・ヨルダン・米国の裁判官、検察官によるパネル・ディスカッションを行なった。パネリストたちは国連の代表団に対して、なぜ最も進んだ司法制度においても死刑が適用されるケースに於いて致命的な誤りを防ぐことができないか、なぜ彼らが現在死刑に反対しているかについて語った。

2008 年 11 月、人および人民の権利に関するアフリカ委員会は、人および人民の権利に関するアフリカ憲章の締約国に対し、死刑の廃止を視野に入れた死刑の執行停止を遵守することを求める決議を採択した。この決議は、国連決議とアフリカ委員会自身の 1999 年の死刑執行停止を求める決議をいくつかのアフリカの国が実行していないことに関する懸念を表している。この決議はまた、公正な裁判やその他の人権が尊重されていない状況の中で死刑が適用されることに対して懸念を表している。決議を採択することでアフリカ委員会は、死刑を廃止しようとする世界的な潮流に自らも足並みを揃えた。

アラブ世界の市民団体代表、アラブ連盟、国連人権高等弁務官事務所は、アムネスティ・インターナショナルを含む国際的な非政府組織（NGO）とともに 2008 年 5 月にエジプトにて一堂に会し、2007 年の国連総会決議 62/149 の実現について話し合った。この会合では結論として、「死刑執行停止を確立させることによって国連総会決議 62/149 を実現させることをアラブ諸国に対し求める共同宣言（アレクサンダー宣言）」を発表した。この宣言では、アラブ諸国政府に対し死刑廃止に向けた具体的な措置をとり、18 歳未満に死刑が適用されないことを確実にするためにアラブ人権憲章第 7 条を修正することを検討するよう求めている。